

(別添 2)

資産凍結等経済制裁に関する外為法令の遵守状況に係るチェックリスト

I. 資産凍結等経済制裁に対応するための内部管理体制

1. 法令等遵守体制における外為法令遵守の位置付け

「(別添 1) 外為法令等遵守のための内部管理体制全般に係るチェックリスト」により、法令等遵守体制の枠組みの中で、外為法令（資産凍結等経済制裁関係）を遵守する体制がとられているかチェックする。

特に、以下の点について留意する。

- (1) コンプライアンス・マニュアルにおける資産凍結等経済制裁に関する外為法令の規定についての解説には、外為法第 17 条の規定に基づく確認義務に関する事項だけでなく、自己が取引又は行為の当事者となった場合の同法第 16 条第 1 項、第 21 条第 1 項又は第 25 条第 6 項の規定に基づく命令の規定による財務大臣の許可を取得する義務に関する事項も含まれているか。
- (2) 資産凍結等経済制裁に関する外為法令の規定についての解説は、資産凍結等経済制裁の内容の変更等にあわせて改訂が行われているか。

(注) 資産凍結等経済制裁の対象となる国、個人又は団体の名称等、詳細な内容については、コンプライアンス・マニュアルに直接記載されていない場合にあっても、参照すべき他の組織内規定等が明確に示されていれば、チェック項目を満たすものとする。

2. 事務リスク管理体制における外為法令遵守の位置付け

「(別添 1) 外為法令等遵守のための内部管理体制全般に係るチェックリスト」により、事務リスク管理体制の枠組みの中で、外為法令（資産凍結等経済制裁関係）を遵守する体制がとられているかチェックする。

特に、以下の点について留意する。

- (1) 資産凍結等経済制裁に関する事務規定において、①資産凍結等経済制裁の内容の変更等に係る情報の入手、資産凍結等経済制裁対象者に係る情報（資産凍結等経済制裁対象者の氏名等が記載されたリスト（制裁対象者リスト）等）の更新及び関係部店への周知、②資産凍結等経済制裁対象者との預金取引等か否かを確認するための照合について的手段及び基準、③資産凍結等経済制裁の対象となる支払等

に該当するか否かを確認するための照合について的手段及び基準、④資産凍結等経済制裁の対象となる取引又は行為に該当するか否か明らかではない場合の判断基準及び判断後の対応等、資産凍結等経済制裁に関する外為法令を遵守するための具体的な事務手順が規定されているか。

- (2) 資産凍結等経済制裁の内容の変更等にあわせて事務規定の改訂が行われているか。

(注) 資産凍結等経済制裁の対象となる国、個人又は団体の名称等については、事務規定に直接記載されていない場合にあっても、参照すべき他の組織内規定等が明確に示されていれば、チェック項目を満たすものとする。

3. その他

資産凍結等経済制裁への対応に責任を有する担当取締役又は管理者（以下「資産凍結等責任者」という。）が定められており、資産凍結等責任者がコンプライアンス統括部門、各業務部門、事務部門、営業店等の関係部店（本人確認を担当する部店を含む。）間を調整し、資産凍結等経済制裁に関する外為法令の規定を確実に遵守する体制を整備しているか。

(注) 資産凍結等経済制裁に関する外為法令の遵守を特定して責任者が定められていない場合にあっても、以下の要件を満たしていれば、チェック項目を満たすものとする。

- ① 職制上、いずれかの担当取締役又は管理者が資産凍結等経済制裁に関する外為法令の遵守に責任を有することが明らかであること。
- ② 当該担当取締役又は管理者が、現実に関係部店間を調整し、資産凍結等経済制裁に関する外為法令を遵守する体制を整備するための措置をとっていること。

Ⅱ. 資産凍結等経済制裁への対応状況

1. 内部における情報の周知

- (1) 告示により資産凍結等経済制裁対象者が追加される等、規制の対象が拡大、変更された場合に、直ちに管理者、担当部店にその内容を周知しているか。

(注) 文書による内部通達等正式な連絡方法では直ちに周知を行うことが困難な場合は、FAX、組織内情報通信ネットワーク（電子メール、電子フォーラム等への掲示等）の利用等により、直ちに周知を行う必要がある。

- (2) 上記(1)のように規制の対象が拡大、変更された場合に、電子計算機による情報処理の用に供するために電磁的な方法により作成された資産凍結等経済制裁対象者の氏名、住所等の情報を有する「制裁対象者リスト」（電磁的な方法により検索

できるものに限る。以下同じ。)を更新して、預金取引等及び送金業務を取り扱う営業部店が資産凍結等経済制裁対象者との取引か否かを確認するため、活用できるよう直ちに整備し周知しているか。

(注) 「制裁対象者リスト」の更新にあたって、外部のシステム等から送信又は送付される資産凍結等経済制裁対象者に係る情報を活用する場合には、更新後の「制裁対象者リスト」に拡大、変更された規制の対象が正しく反映されていることを確認する必要がある。

「制裁対象者リスト」は、資産凍結等経済制裁対象者の氏名(別称を含む)、住所等告示の内容が正確に記録されており、かつ電磁的な方法により検索できるものに限られる。ただし、資産凍結等責任者が資産凍結等経済制裁対象者か否かを判断するにあたって、「制裁対象者リスト」により、氏名のみならず、住所等の属性情報も勘案して判定する体制となっていれば、営業部店が第一次的な確認のために使用する「制裁対象者リスト」には住所等属性情報がなくても、チェック項目を満たすものとする。

- (3) 告示が発出される前に財務省から配信される電子メール情報により当該告示の内容をあらかじめ把握し、組織内部に直ちに周知するとともに資産凍結等対応措置の実施の準備を開始する体制となっていることが望ましい。

2. 預金口座の管理

- (1) 預金口座の管理にあたり、預金口座の名義人の居住性及び居住地の情報を基に、非居住者預金口座を居住者預金口座と区分して居住国別に管理するとともに、非居住者預金口座及び居住者である外国人等、本人確認書類により明らかに外国人であると判断できる氏名又は名称(以下「外国人名」という。)の預金口座(以下「非居住者等預金口座」という。)については、本人確認書類を基に仮名名に加えてアルファベット名についても情報システム等に登録しているか。

(注) i) 外国銀行など預金口座名義をアルファベット名しか登録できないなど情報システム等に制約がある場合における預金口座名義の登録についてはこの限りではない。また、情報システム等の制約により、アルファベット名での預金口座名義の登録ができない場合においては、非居住者等預金口座の名義人情報を全預金口座名義情報から悉皆調査により抽出して、電磁的な方法により検索できるリストを作成し、告示により資産凍結等経済制裁対象者が追加される等、規制の対象が拡大、変更された場合に、該当する預金口座がないことを照合することができれば、必ずしも当該情報システム等の見直しを求めるものではない。この場合において、当該リストの非居住者等預金口座の名義人情報の追加等については、適時適切に行う必要があることから、当該リストの管理手順等について事務規定を定める必要がある。

- ii) 外国人名のうちアルファベット名の情報を把握していない預金口座については、資産凍結等経済制裁措置の確実な実施を図る観点から、当該預金口座名義人と接触する機会等をとらえてアルファベット名の入手に努める必要がある。
- iii) なお、外国人名のうち本人確認書類にアルファベット名が表記されておらず、アルファベット名の把握が困難である場合には、この限りではない。

(2) 資産凍結等経済制裁対象者の預金口座への入金又は払出しが自動的に行われないうちに、情報システム等が設定されているか。

3. 資産凍結等経済制裁対象預金口座の有無の確認

(1) 告示により資産凍結等経済制裁対象者が追加される等、規制の対象が拡大、変更された場合に、該当する預金口座がないことを直ちに確認しているか。

(2) 個人又は団体が制裁の対象に指定された場合における、該当預金口座の有無を確認するための名義の照合を、次の①から④までに掲げる点に留意して行っているか。

① 照合の対象となる預金口座の範囲

イ. 照合の対象となる預金口座には非居住者等預金口座が含まれているか。

(注) 照合の対象となる預金口座については、非居住者預金口座に限定されていないことに留意する必要がある。これは、現状、資産凍結等経済制裁対象者が非居住者に限られているものの、資産凍結等経済制裁措置の確実な実施を図る観点から、管理している居住者預金口座に資産凍結等経済制裁対象者が紛れていないかを確認するためであり、いわゆる外国人のように居住性を正確に管理することが困難な者の預金口座については、照合の対象となる預金口座の範囲に含める必要がある。

ロ. 長期間預入れ及び払出しがないいわゆる睡眠口座等（雑益に繰り入れた預金口座残高に係るものを含む。）についても、照合を行っているか。

(注) 睡眠口座等については、預金口座の管理を行う情報システム等に情報が残されておらず、名義照合の対象とすることが困難である場合にあっても、顧客から当該預金口座からの払出し請求がなされた際に、資産凍結等経済制裁対象者か否かを確認することが事務規定に明確に定められていれば、チェック項目を満たすものとする。

② 照合手段

イ. 照合すべき預金口座名義が多数に上る場合には、すべてを目視により照合することは困難であるため、情報システム等を利用して迅速・合理的に行っているか。

るか。

ロ. また、情報システム等を利用せずに照合する場合でも迅速・合理的に行う必要があることに留意し、追加、変更された資産凍結等経済制裁対象者数、照合対象となる預金口座数及び照合事務を行う人数等の要素を勘案した上で、迅速・合理的な照合手段であると判断しているか。

③ 照合基準

イ. 情報システム等を利用して照合するにあたり、資産凍結等経済制裁対象者の仮名名のみならずアルファベット名の情報（別称を含む）を用いて、名義照合を幅広く行っているか。

ロ. また、照合にあたっては、完全一致の場合のみを検索するのではなく、単語毎に検索するなど類似する預金口座名義を抽出した上で、幅広い候補から順次絞り込みを行っていく等、適切な照合を行っているか。

ハ. 上記イ. 及びロ. の照合基準により行われた照合内容及び照合結果等を記録しているか。

(注) i) 情報システム等の制約により、上記の照合基準により名義照合することが困難である場合には、非居住者等預金口座の名義人情報を情報システム等から照合を行う都度抽出し、電磁的な方法により検索できるリストを作成の上、上記の照合基準による照合を行っていればチェック項目を満たすものとする。

ii) II. 2. (1) (注) i) による管理を行っている場合においても、上記の照合基準による照合を行っていればチェック項目を満たすものとする。

iii) II. 2. (1) (注) iii) により、アルファベット名の把握が困難である外国人名については、仮名名の情報を用いて名義照合を行っていればチェック項目を満たすものとする。

iv) また、上記ハ. に掲げる照合内容、照合結果及び照合を履行した旨の記録は、照合に用いた単語情報（検索のキーワード）、当該単語情報による検索の結果等が、書面又は電磁的記録等の方法により保存されている必要がある。

④ 照合の結果、告示により資産凍結等経済制裁の対象とされた氏名・名称と同一の預金口座名義又は類似する預金口座名義が発見された場合の対応は適切か。

(注) 預金者が資産凍結等経済制裁対象の個人・団体そのものであるかどうかについては、預金口座開設時の本人確認記録等や入出金状況等から、資産凍結等責任者が最終的な判断を行う必要がある。当該判断にあたり、当該預金口座が睡眠口座等であるなど資産凍結等経済制裁対象に該当するかどうかを判然としない場合には、通常

の預金口座と区分して管理するとともに、入出金等本人と接触する機会等をとらえて新たに本人に関するより詳細な情報を入手し、資産凍結等経済制裁対象に該当するかどうかの判定を行う必要がある。

- (3) 非居住者及び外国人名の顧客に係る新規の預金口座開設の際に、当該預金口座開設者が資産凍結等経済制裁対象者か否かを確認するにあたり、電子計算機を用いて「制裁対象者リスト」により検索し、検索においては、単語毎に検索するなど類似する名義を抽出した上で幅広い候補から順次絞り込みを行っていく等、適切な確認を行っているか。また、この方法により行われた確認内容、確認結果及び確認を履行した旨を記録しているか。

(注) 確認内容、確認結果の記録は、確認に用いた単語情報（検索のキーワード）、当該単語情報による検索の結果等が、書面又は電磁的記録等の方法により保存されている必要がある。また、確認を履行した旨の記録は、確認を行った日、確認を行った者の氏名等当該者を特定するに足りる事項が、書面又は電磁的記録等の方法により保存されている必要がある。

4. 資産凍結等経済制裁対象預金口座がある場合等の当該預金口座の管理状況等

- (1) 資産凍結等経済制裁の対象に該当する預金口座がある場合、通常の預金口座と区分して管理するとともに、当該預金の払出しについては、資産凍結等責任者又は当該責任者から委任された者が外為法上の許可を確認し、払出しの承認を行った後でなければできないような体制となっているか。

(注) 口座取扱手数料の引落とし等資金が相手方に直接渡らない場合であっても、外為法上は資本取引に該当し許可を要する場合があるので注意を要する。

- (2) 資産凍結等経済制裁の対象に該当する預金の払出しについては、外為法上の許可を得た上で行っているか。
また、許可に条件が付されている場合には、当該条件を遵守しているか。
- (3) 資産凍結等経済制裁の対象に該当する預金口座について外為法第55条の8の規定に基づく特別の報告を要するとされている場合等に、適切に当局に対する報告を行っているか。

5. 制裁対象者への支払の管理状況等

- (1) 資産凍結等経済制裁対象者に対する支払については、資産凍結等責任者又は当該責任者から委任された者が外為法上の許可を確認し、支払の承認を行った後でなければできないような体制となっているか。

(注) 預金利息の入金等資金が相手方に直接渡らない場合であっても、外為法上は支払に該当し許可を要する場合がありますので注意を要する。

(2) 資産凍結等経済制裁対象者に対する支払については、外為法上の許可を得た上で
行っているか。

また、許可に条件が付されている場合には、当該条件を遵守しているか。

6. 預金以外の資本取引等の管理状況

資産凍結等経済制裁の内容に、預金以外の資本取引又は役務取引に係るものが含まれる場合には、必要に応じ、前記3. 及び4. の項目に準じた内容につき検査する。

7. 銀行等の確認義務の履行状況

(1) 送金を取り扱っている金融機関及び資金移動業者（以下、「送金取扱金融機関等」という。）においては、顧客の支払又は支払の受領（以下「支払等」という。）に係る為替取引を行おうとする場合において、外為法第17条に基づく確認義務を次の①から⑤までに掲げる点に留意して行っているか。

(注) 資金移動業者とは、資金決済に関する法律に基づき資金移動業者として登録を受けている者をいう。

① 送金情報の把握

貿易に関する支払規制等も含む資産凍結等経済制裁対象の送金ではないことの確認（外為法上の許可を要するか否かの確認）を行うために、必要な送金目的、送金人及び受取人の氏名・名称、住所・本店所在地（国）等の情報を把握しているか。

(注) i) 支払地（支払銀行の所在地）は必ずしも受取人の住所・本店所在地と同一とは限らないので注意を要する。

ii) 受取人の住所・本店所在地については、特定国（地域）向けの支払規制が行われている場合には、当該支払規制に該当しないことを確認するため、少なくとも国（地域）の情報を把握する必要がある。

iii) 受取人が資産凍結等経済制裁対象者と同一又は類似する氏名・名称である等、受取人が資産凍結等経済制裁対象者か否かを属性情報により判定する場合には、当該受取人の完全な住所・本店所在地等の情報を把握する必要がある。

② 資産凍結等経済制裁対象者に対する支払規制への対応

資産凍結等経済制裁対象者への仕向送金ではないことを確認するために、送金人及び受取人の氏名、住所等検索の対象とする情報と「制裁対象者リスト」内の情報との類似性が予め設定された一定の比率以上になる場合に、当該検索対象の

情報を有する送金に係る事務処理を自動的に中断するプログラムが組み込まれた情報システム（以下「自動照合システム」という。）を用いているか。

また、「自動照合システム」により事務処理が中断された送金が資産凍結等経済制裁の対象ではないことを確認するための照合手段及び照合基準に従い、適切に対応されているか。

- (注) i) 「自動照合システム」を用いている送金取扱金融機関等においては、当該システムの機能及び特性を考慮し、資産凍結等経済制裁対象者への送金ではないことの適切な確認が行えるよう、当該システムの設定を調整する等の管理を行う必要がある。
- ii) 全仕向送金を対象に、顧客から依頼を受けた営業部店の担当者及び送金事務に係る責任部署の担当者のそれぞれが、資産凍結等経済制裁の対象に該当するか否かの確認について、「制裁対象者リスト」を利用して、完全一致の場合のみを検索するのではなく、単語毎に検索するなど類似する情報を抽出した上で、幅広い候補から順次絞り込みを行っていく等、適切な確認を行っている場合には、必ずしも「自動照合システム」の導入を求めるものではない。
- iii) 他の送金取扱金融機関等の「自動照合システム」による確認が行われる場合において、当該他の送金取扱金融機関等からの情報提供等により、「自動照合システム」により一定の比率以上の類似性があると認識された情報及び当該情報が資産凍結等経済制裁の対象ではないと判断した理由等を記録している場合には、上記 ii) による確認はどちらか一方が行えば、チェック項目を満たすものとする。

③ 貿易に関する支払規制への対応

イ. 輸入代金送金について

貿易に関する支払規制が行われている場合において輸入代金送金を行う際には、貿易に関する支払規制の特殊性に鑑み、資産凍結等経済制裁対象の仕向送金ではないことを確認するために必要な、仕向国、送金目的、輸入貨物の原産地及び船積地域等の情報（以下「必要情報」という。）を把握（顧客の口頭による申告も含む。以下同じ。）しているか。

また、顧客から得た必要情報の真偽に疑いがある場合又は貿易に関する支払規制に抵触することが考えられ慎重な確認が必要であると認められる場合（以下「必要情報の真偽に疑いがある場合等」という。）には、売買契約書、輸入許可書又は船荷証券等送金の理由となる資料の提示等を求め、確認を行っているか。なお、必要情報の真偽に疑いがある場合等の確認については、電話回線、インターネット等（以下「電話回線等」という。）を經由して顧客から仕向送金を受け付ける場合においても、同様に適用されることに留意する必要がある。

- (注) i) 貿易に関する支払規制の内容を顧客に説明し、これに対し顧客からこの規制に関連するものではない旨の申告が行われた場合も必要情報の把握が行われたものとして扱う。
- ii) 必要情報の真偽に疑いがある場合等の例示は以下のとおりであるが、必ずしもこの例示に限定されるものではない。
- a. 顧客の送金内容に貿易に関する支払規制の関連が疑われる商品名、国・地域・都市名の記載がある仕向送金
 - b. 顧客の過去の取引状況に照らして、貿易に関する支払規制の関連が疑われる仕向送金
- iii) 資産凍結等経済制裁対象の仕向送金ではないことを確認するため、必要情報の把握は不可欠であるが、顧客の取引状況や経常的な送金内容の把握等による顧客管理を行っている場合において、電話回線等を経由して顧客から送金を受け付けた際に顧客からの送金データに必要情報の一部が欠落しその把握が困難なときは、当該必要情報の把握に代えて、顧客からの送金データと顧客管理により把握しているデータとを照合することにより、資産凍結等経済制裁対象の仕向送金ではないことの確認ができることに留意する必要がある。ただし、当該送金が必要情報の真偽に疑いがある場合等に該当するときは、売買契約書、輸入許可書又は船荷証券等送金の理由となる資料の提示等を求め、資産凍結等経済制裁対象の仕向送金ではないことの確認を行う必要がある。
- iv) 電話回線等を経由して顧客から送金を受け付ける場合、顧客から電話回線等を経由した送金データの受付から発信までの一連の送金手続を自動処理により行うシステムにおいては、顧客からの送金データに必要情報がない場合や必要情報の真偽に疑いがある場合等の確認が必要な場合に、当該送金手続が自動的に中断する仕組みを備えている必要がある。
- v) 資産凍結等経済制裁対象の仕向送金ではないことを確認するための必要情報のうち、「船積地域」の把握に関しては、規制対象国に隣接した国に対する輸入代金送金を行う際には、船積港の属する都市名まで把握することが望ましい。ただし、顧客の取引状況や経常的な送金内容の把握等による顧客管理により、当該輸入代金送金が特に注意すべき都市とは関係ない旨を把握している場合は、この限りではない。
- vi) 顧客に事前に受取人及び送金目的を登録させた上で、継続的に同様の内容で仕向送金を行う場合において、仕向送金の都度、顧客に対して貿易に関する支払規制の確認を行うことが困難な場合には、以下の情報の把握及び確認を行っていればチェック項目を満たすものとする。ただし、貿易に関する支払規制が講じられている特定国への仕向送金を行う場合には、必要情報の真偽に疑いがある場合等（上記イ．参照）に定められている確認を、都度、顧客に対して行う必要がある。
- a. 顧客から受取人及び送金目的の事前登録を受け付ける際には、講じられている貿易に関する支払規制の内容を案内教示するとともに、資産凍結等経済制裁対象の仕向送金ではないことを確認するため商品名、原産地、船積地域

等の情報を把握する。

b. 1回当たりの送金限度額、さらに一人の顧客が行う月間及び年間の送金限度額を自主的に設定した上で、それぞれの限度額を超えるような送金を検出できるようモニタリングの体制を構築し、異例な送金が検出された場合には、改めて必要情報を把握するとともに、必要情報の真偽に疑いがある場合等には上記イ. に定められている確認を行う。

c. 新たな貿易に関する支払規制が講じられた場合には、既存顧客に関して事前登録時に把握している情報から新たな規制に抵触するものか否かの確認を行うこととするが、事前登録時に把握している情報から確認ができない場合には、改めて商品名、原産地、船積地域等の情報を把握して確認を行う。

vii) 貿易に関する支払規制が行われている場合においては、全ての貿易に係る送金について、確認を行う必要がある。

ロ. 信用状取引等について

貿易に関する支払規制が行われている場合において信用状(L/C: Letter of Credit)付荷為替手形又は信用状なしの荷為替手形により、船積書類等を銀行経由とする決済を行う際には、上記③イ. と同様に、貿易に関する支払規制の特殊性に鑑み、当該決済が行われる前に必要情報を把握しているか。

また、必要情報の真偽に疑いがある場合等には、輸入許可書又は船荷証券等当該輸入取引に係る資料の確認を行っているか。

更に、上記取引の相手方が資産凍結等経済制裁対象者ではないことの確認について、上記②と同様の確認を行っているか。

<備考>

船積書類等とは、輸出入取引で要求される書類全般のこと。インボイス、船荷証券、保険証書等がある。

ハ. 仲介貿易取引について

貿易に関する支払規制が行われている場合において外国相互間における非居住者間の貨物の移動を伴う貨物の売買に関する取引(以下「仲介貿易取引」という。)に係る送金を行う際には、規制対象国を仕向地とする第三国からの貨物の移動を伴う貨物の売買に関する取引又は原産地若しくは船積地域が規制対象国であって第三国へ輸出する貨物の売買に関する取引に係る送金ではないことを確認するため、次に掲げる点に留意して確認を行っているか。

i. 仲介貿易取引に係る第三国への仕向送金についての確認に際しては、当該取引に係る貨物の仕向地が規制対象国ではないこと及び当該取引に係る貨物の原産地又は船積地域が規制対象国ではないことの確認(顧客からの申告を含む。)を行っているか。

ii. 仲介貿易取引に係る第三国からの被仕向送金についての確認に際しては、当該取引に係る貨物の原産地又は船積地域が規制対象国ではないことの確認

(顧客からの申告を含む。)を行っているか。なお、当該被仕向送金に係る確認をすることが困難な場合においては、下記④ロ. なお書きと同様の対応を行っているか。

- iii. 上記 i. 及び ii. に加えて、送金の内容の真偽に疑いがある場合又は貿易に関する支払規制に抵触することが考えられ慎重な確認が必要であると認められる場合においては、売買契約書等送金の理由となる資料の提示等を求め、確認を行っているか。

<備考>

仲介貿易取引に係る「貨物の売買に関する取引」とは、「居住者が貨物の売り契約及び買い契約の双方の当事者になる取引」をいう。

④ 資金使途規制への対応

イ. 仕向送金

平成21年7月7日付で講じられた北朝鮮の核関連計画等に貢献し得る活動に寄与する目的で行う支払等を許可制とした措置のように、特定国の特定の活動に寄与する目的に係る支払等規制(以下「資金使途規制」という。)が行われている場合においては、送金取扱金融機関等は、顧客の支払に係る仕向送金(資金使途規制が特定国向けの仕向送金に限定して講じられていない場合には全ての仕向送金)を取扱うに際して、当該資金使途規制に抵触するものか否か、被仕向銀行及び送金目的その他の情報を把握(顧客からの申告を含む。)し、確認を行っているか。

上記に加えて、外国の被仕向銀行、外国の送金受取人の住所又は送金目的等の情報から、仕向送金の内容の真偽に疑いがある場合又は明らかに特定国に関連する取引(別紙1の①～⑦に該当するもの。)と認められる場合においては、顧客に対して、その内容等を確認するために必要な資料の提示等を求めた上で、慎重な確認を行っているか。また、顧客との過去の取引実績等から特定国に関連すると疑われる取引(別紙1の⑧の中で該当するもの。)についても、同様に慎重な確認を行っているか。

なお、自動照合システムを導入している場合においては、資金使途規制に関連する単語を適切に登録し、当該単語が検出された送金について慎重な確認を行っているか。他方、自動照合システムを導入していない場合においては、送金依頼書や送金に係るスイフト電文等の中に資金使途規制に関連する単語の有無を確認し、当該単語があった場合には、慎重な確認を行っているか。

(注) i) 送金依頼書に送金目的が記載されており(顧客からの申告を含む。)、他の情報から慎重な確認が不要と判断できるものについては、当該送金目的を確認することで差し支えないが、顧客からの送金データに送金目的を確認するための必要な情報が欠落し、その把握が困難な場合には、当該顧客との過去の取引状況等から把握している情報と照合する等の方法により、確認を行う必要がある。

る。他方、過去の取引実績がない一見の顧客の場合には、当該顧客の属性を確認し、慎重な確認が必要か判断を行う必要がある。

- ii) 資金使途規制に関連する単語とは、当該資金使途規制の規制対象国を本店所在地とする銀行の名称やスイフトコード（銀行名鑑やスイフト加盟銀行情報を参考）、当該規制対象国の国名・都市名及び特定の活動に関連する単語をいう（下記ロ.において同じ。）。
- iii) 慎重な確認を要するものについては、送金手続を中断した上で、当該慎重な確認を行う必要がある。また、顧客管理を適切に実施することにより、リスクがあると認められる顧客については、慎重な確認を行う必要がある。
- iv) 顧客に事前に受取人及び送金目的を登録させた上で、継続的に同様の内容で仕向送金を行う場合において、仕向送金の都度、顧客に対して資金使途規制に抵触するものか否か、確認を行うことが困難な場合には、Ⅱ. 7. (1) ③ イ. (注) vi) a~c と同等の対応をとっていればチェック項目を満たすものとする。ただし、資金使途規制が講じられている特定国への仕向送金を行う場合には、上記イ. に定められている確認を、都度、顧客に対して行う必要がある。
- v) 顧客から送金目的を事前に登録させた上で、一定の資金を預かり、顧客本人が海外にて継続的に同様の目的で自己資金を引き出す場合において、同資金の海外における引き出しの都度又は追加資金を預かる際に、顧客に対して当該取引が資金使途規制等に抵触するものか否か確認を行うことが困難な場合には、Ⅱ. 7. (1) ③ イ. (注) vi) a~c と同等の対応をとっていればチェック項目を満たすものとする。ただし、資金使途規制が講じられている特定国への仕向送金を行う場合には、上記イ. に定められている確認を、都度、顧客に対して行う必要がある。
- vi) 資金使途規制が行われている場合においては、全ての仕向送金について、確認を行う必要がある。

ロ. 被仕向送金

資金使途規制が行われている場合においては、送金取扱金融機関等は、顧客の支払の受領に係る被仕向送金（資金使途規制が特定国からの被仕向送金に限定して講じられていない場合には全ての被仕向送金）を取扱うに際して、当該資金使途規制に抵触するか否か、仕向銀行及び送金目的その他の情報を把握（顧客からの申告を含む。）し、確認を行っているか。

上記に加えて、外国の仕向銀行、外国の送金人の住所又は送金目的等の情報から、被仕向送金の内容の真偽に疑いがある場合又は明らかに特定国に関連する取引（別紙2の①~⑦に該当するもの。）と認められる場合においては、顧客に対して、その内容等を確認するために必要な資料の提示等を求めた上で、慎重な確認を行っているか。また、顧客との過去の取引実績等から特定国に関連すると疑われる取引（別紙2の⑧の中で該当するもの。）についても、同様に慎重な確認を行っているか。

なお、自動照合システムを導入している場合においては、資金使途規制に関連

する単語を適切に登録し、当該単語が検出された送金について慎重な確認を行っているか。他方、自動照合システムを導入していない場合においては、被仕向送金に係る送金到着通知やスイフト電文等の中に資金用途規制に関連する単語の有無を確認し、当該単語があった場合には、慎重な確認を行っているか。

(注) i) 被仕向送金に係る確認については、上記のとおり、原則として、仕向送金と同様の確認を行う必要があるが、それが困難な場合には、上記なお書の確認を行っていただければチェック項目を満たすものとする。

ii) 慎重な確認を要するものについては、送金手続を中断した上で、当該慎重な確認を行う必要がある。また、顧客管理を適切に実施することにより、リスクがあると認められる顧客については、慎重な確認を行う必要がある。

⑤ 確認結果の記録

上記②から④までに掲げる資産凍結等経済制裁対象の送金ではないことを確認するために把握した必要情報の内容並びに顧客から提示等を受けた資料を基に資産凍結等経済制裁対象の送金ではないと判断した確認内容、確認結果及び確認義務を履行した旨を記録しているか。

また、「自動照合システム」を用いて確認を行った場合には、事務処理が自動的に中断された送金について、「自動照合システム」により一定の比率以上の類似性があると認められた情報及びその情報が資産凍結等経済制裁の対象ではないと判断した理由等を記録しているか。

他方、「自動照合システム」を用いないで確認を行った場合には、資産凍結等経済制裁対象の送金ではないと判断した確認内容、確認結果及び確認義務を履行した旨を記録しているか。

(注) i) 本項目における記録については、書面又は電磁的記録等の方法により保存されている必要がある。

ii) 必要情報の真偽に疑いがある場合等又は慎重な確認を行った場合においては、資産凍結等経済制裁対象の送金ではないと判断するに至った経緯を具体的に記録しておく必要がある。

iii) 確認義務を履行した旨の記録については、確認を行った日、確認を行った者の氏名等当該者を特定するに足りる事項が必要である。

iv) 上記③に係る記録については、必要情報の確認を行った旨及びその確認の内容を送金依頼書等に残す必要がある。

v) 「自動照合システム」を用いないで確認を行った場合における確認内容、確認結果及び確認義務を履行した旨の記録については、上記Ⅱ 3. (3)と同様の内容が必要である。

⑥ 取次金融機関等との協力体制の構築

他の金融機関等が取次ぐ顧客からの送金依頼を送金取扱金融機関等が受ける場

合において、当該送金が資産凍結等経済制裁対象の送金ではないことを確認するために必要な情報等を当該取次ぎを行う金融機関等（以下「取次金融機関等」という。）から確実に取得できるようにする等、確認義務を確実に履行する協力体制を当該取次金融機関等との間で構築しているか。

- (注) i) 取次金融機関等は為替取引の当事者とならないため、外為法第17条に基づく確認義務の規定が適用されない。しかしながら、顧客と接触するのは取次金融機関等であるため、送金取扱金融機関等が適切に確認義務を果たす上では、取次金融機関等の協力が不可欠となる。
- ii) 取次金融機関等と送金取扱金融機関等との協力体制には、送金取扱金融機関等が、外為法第17条に基づく確認義務を果たすために必要な送金目的、送金依頼人の氏名・住所等、輸入又は仲介貿易取引に係る貨物の原産地及び船積地域等の情報等を、取次金融機関等から適時適切に取得することを可能とするような取決め等を締結した上で、取次金融機関等における当該確認の実施状況を定期的にモニタリングすることが必要である。

<備考>

「取次ぐ」とは、顧客から送金取扱金融機関等への送金依頼を他の金融機関等が受け付けるために、他の金融機関等に送金取扱金融機関等の送金依頼書が備え付けてある場合など、顧客から送金依頼を受け付ける金融機関等が当該送金依頼に係る為替取引の当事者とならない場合をいう。

- (2) 顧客の支払等が資産凍結等経済制裁対象に該当する場合には、外国為替に関する省令（昭和55年大蔵省令第44号）第6条及び貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成10年通商産業省令第8号）第8条の規定に基づき確認事務の実施手続を適切に行っているか。

8. 邦銀の海外支店における資産凍結等経済制裁への対応状況

邦銀の海外支店においても、自己が支払又は取引の当事者となる場合には、外為法第16条第1項、第21条第1項又は第25条第6項の規定の適用を受ける。また、顧客から依頼のあった支払等については、同法第17条の規定に基づく確認義務に関する規定の適用を受ける。邦銀の海外支店において、資産凍結等経済制裁に関する外為法令を遵守する体制がとられているかチェックする。

特に、以下の点について留意する。

- (1) 邦銀の各海外支店において、外為法令に関して十分な知識を有する役員又は社員を配置する等により、資産凍結等経済制裁に関する外為法令を遵守するための体制がとられているか。
- (2) 現地法制等の遵守のための研修だけでなく、現地採用者を含む社員等が外為法令

の遵守に係る事務処理を適正に行えるよう、必要な外為法令及び行内事務規定等の遵守を図る研修等を行っているか。

9. 資産凍結等経済制裁への対応状況の把握等

- (1) 資産凍結等責任者は、資産凍結等経済制裁対象者が新たに指定された都度、及び必要に応じ、資産凍結等経済制裁への対応状況に関し関係部店から報告を受け、当該対応状況につき正確かつ迅速に把握しているか。

(注) 邦銀においては、関係部店に海外支店を含むことに留意する。

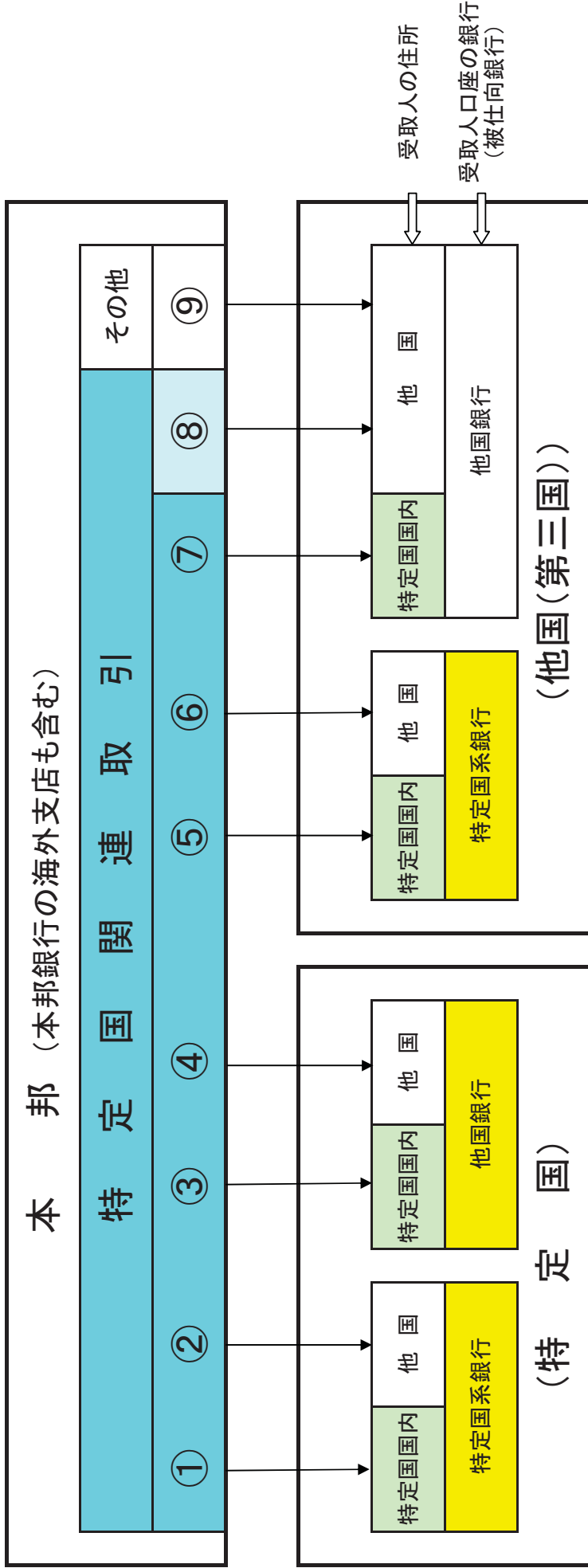
また、海外支店を統括する部門が資産凍結等経済制裁への対応に責任を有する部門と異なる場合には、海外支店における対応状況に係る報告が当該責任部門まで正確かつ迅速に報告されているかについても注意を要する。

- (2) 資産凍結等責任者は、関係部店から既に締結した資本取引等の契約に基づく場合も含め資産凍結等経済制裁対象者との間で行う支払等の有無についての報告を求めるとともに、外為法令遵守の観点から、当該支払等の管理を行っているか。
- (3) 資産凍結等責任者は、資産凍結等経済制裁に関する外為法令を遵守するための事務手続や組織体制の有効性を適時適切に検証するとともに、業務の実態の変化等にあわせ、必要に応じ、資産凍結等経済制裁に関する外為法令を遵守するための事務手続や組織体制を見直しているか。
- (4) 資産凍結等責任者は、資産凍結等経済制裁に関する外為法令の遵守状況に関し、必要に応じ、取締役会等に対して報告し、取締役会等は、当該報告に基づき、資産凍結等経済制裁に関する外為法令を遵守するための体制整備等につき適切な意思決定を行っているか。

(注) 取締役会等への報告は、法令等遵守状況全般に関する報告の一部に資産凍結等経済制裁に関する外為法令の遵守状況に関する記述があれば、チェック項目を満たすものとする。

(別添2)「資産連結等経済制裁に関する外為法令の遵守に係るチェックリスト」中のⅡの「7. 銀行等の確認義務の履行状況 ④資金用途規制への対応」に係る別紙資料

(別紙1) 特定国関連取引(仕向送金)の概念図

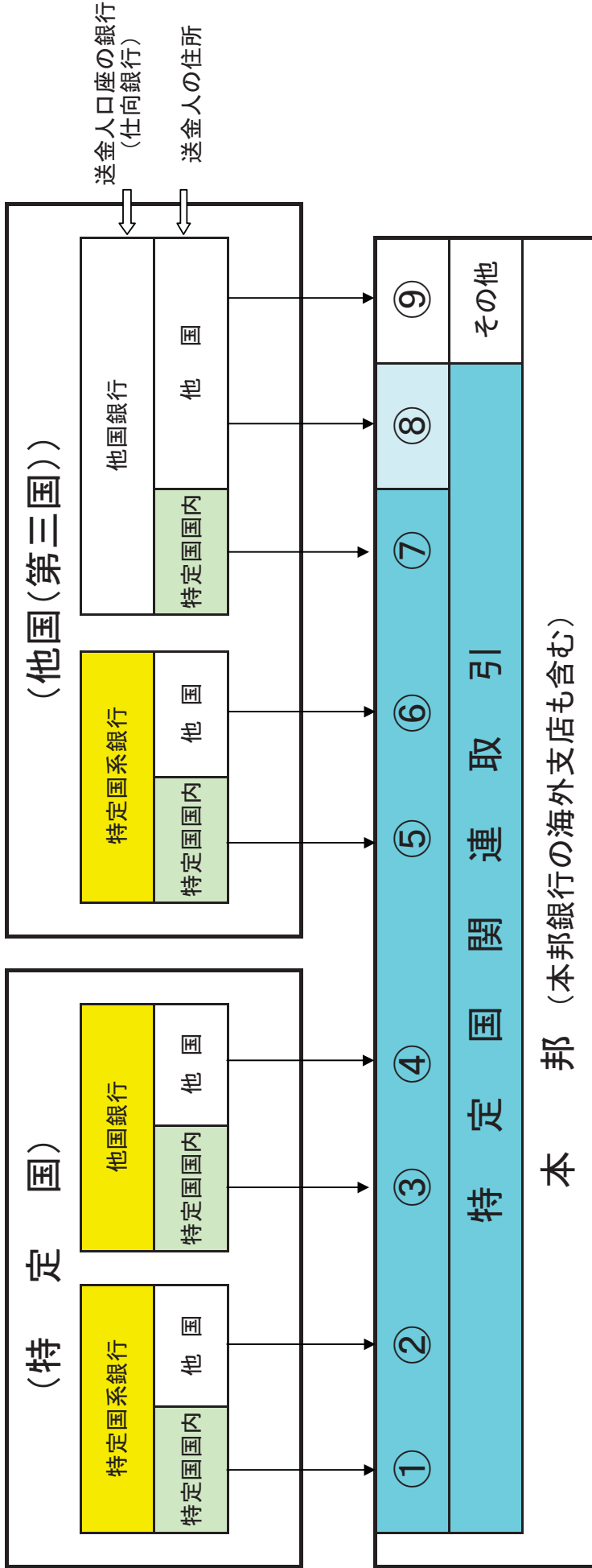


(注) 1. 「明らかに特定国に関連する取引」とは①～⑦に該当する仕向送金である。

2. 「特定国に関連すると疑われる取引」とは⑧に該当するものとして認識した仕向送金である。

(別添2)「資産凍結等経済制裁に関する外為法令の遵守に係るチェックリスト」中のⅡの「7. 銀行等の確認義務の履行状況 ④資金用途規制への対応」に係る別紙資料

(別紙2) 特定国関連取引(被仕向送金)の概念図



(注) 1. 「明らかに特定国に関連する取引」とは①～⑦に該当する被仕向送金である。

2. 「特定国に関連すると疑われる取引」とは⑧に該当するものとして認識した被仕向送金である。